

官報

号外 平成十六年四月二十三日

○第百五十九回 参議院會議録第十八号

平成十六年四月二十三日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

平成十六年四月二十三日

午前十時開議

- 第一 行政機関の職員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。

日程第一 行政機関の職員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。総務委員長景山俊太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔景山俊太郎君登壇、拍手〕

○景山俊太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立学校の法人化等を踏まえ、行政機関の職員の定員の最高限度を三十三万九千八百八十四人としようとするものであります。

委員会におきましては、定員削減の実施状況、行政の減量・効率化の方策、独立行政法人等の運営の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して宮本岳志委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議

が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百六十八

賛成

百四十九

反対

十九

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第二 国際捜査共助法

及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山本保君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山本保君登壇、拍手〕

○山本保君 ただいま議題となりました国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年、国際犯罪が増加している状況にかんがみ、諸外国との捜査協力を円滑に進めるため、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結に伴い、国際捜査共助の手續及び要件の特例を設けるとともに、受刑者証人移送制度に関する規定その他の所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、我が国と諸外国との捜査共助の実績、捜査共助における双罰性要件の緩和の理由、受刑者証人移送制度創設の理由、今後の諸外国との刑事共助条約締結拡大への取組等につきまして質疑が行われましたが、詳細は會議録により御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百六十七

賛成

百六十七

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第三 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長 長国井正幸君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔国井正幸君登壇、拍手〕

○国井正幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の結核罹患率の動向、結核医療に関する知見の蓄積、結核患者の発生に係る地域格差の拡大等、結核を取り巻く環境の変化に対応し、結核の予防のための総合的な対策の推進を図るために、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止するとともに、健康診断の見直し等を行うとするものであります。

委員会におきましては、我が国における結核の現状、ツベルクリン反応検査を廃止した場合の安全性、服薬指導を法制化することの是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百六十八

賛成

百六十八

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

議員

岩本 莊太君	福本 潤一君
山本 香苗君	遠山 清彦君
千葉 国男君	西銘順志郎君
後藤 博子君	山本 正和君
高野 博師君	小泉 顕雄君
有村 治子君	椎名 素夫君
渡辺 孝男君	山本 保君
阿南 一成君	松 あきら君
魚住裕一郎君	山崎 力君
国井 正幸君	田浦 直君

山本 一太君	日笠 勝之君
森本 晃司君	木庭健太郎君
山口那津男君	狩野 安君
佐藤 泰三君	山崎 正昭君
浜四津敏子君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	草川 昭三君
白浜 一良君	扇 千景君
大島 慶久君	月原 茂皓君
野沢 太三君	森元 恒雄君
中島 啓雄君	世耕 弘成君
荒井 正吾君	山下 英利君
野上浩太郎君	福島啓史郎君
藤井 基之君	椎名 一保君
加治屋義人君	入澤 肇君
小斉平敏文君	小林 温君
松山 政司君	吉田 博美君
金田 勝年君	中原 爽君
谷川 秀善君	北岡 秀二君
景山俊太郎君	三浦 一水君
田村 公平君	溝手 顕正君
阿部 正俊君	市川 一朗君
上野 公成君	清水 達雄君
保坂 三蔵君	宮崎 秀樹君
小野 清子君	片山虎之助君
清水嘉与子君	関谷 勝嗣君
久世 公堯君	青木 幹雄君
佐々木知子君	黒岩 宇洋君
高橋紀世子君	西川きよし君
中村 敦夫君	愛知 治郎君

段本 幸男君	森田 次夫君
伊達 忠一君	柏村 武昭君
鈴木 政二君	常田 享詳君
武見 敬三君	松村 龍二君
河本 英典君	西田 吉宏君
野間 赳君	魚住 汎英君
矢野 哲朗君	竹山 裕君
真鍋 賢二君	陣内 孝雄君
杵掛 哲男君	山東 昭子君
上杉 光弘君	斎藤 十朗君
榛葉賀津也君	ヰルシ マルテ君
若林 秀樹君	平野 達男君
辻 泰弘君	大塚 耕平君
松井 孝治君	森 ゆうこ君
中島 章夫君	高橋 千秋君
藤原 正司君	山根 隆治君
神本美恵子君	藤井 俊男君
佐藤 雄平君	小川 敏夫君
郡司 彰君	川橋 幸子君
北澤 俊美君	堀 利和君
円より子君	直嶋 正行君
谷 博之君	千葉 景子君
大淵 絹子君	松岡満壽男君
築瀬 進君	平田 健二君
渡辺 秀央君	西岡 武夫君
広中和歌子君	勝木 健司君
小林 元君	今泉 昭君
宮本 岳志君	小林美恵子君

又市 征治君	鈴木 寛君
八田ひろ子君	小泉 親司君
大田 昌秀君	大江 康弘君
大沢 辰美君	井上 美代君
西山登紀子君	林 紀子君
畑野 君枝君	紙 智子君
田 英夫君	伊藤 基隆君
朝日 俊弘君	小川 勝也君
広野ただし君	井上 哲士君
大門実紀史君	池田 幹幸君
福島 瑞穂君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平野 貞夫君
富樫 練三君	岩佐 恵美君
小池 晃君	山本 孝史君
蘆科 満治君	齋藤 勲君
和田ひろ子君	吉川 春子君
吉岡 古典君	緒方 靖夫君
國務大臣	
総務大臣	麻生 太郎君
法務大臣	野沢 太三君
厚生労働大臣	坂口 力君
議員派遣中の議員	
有馬 朗人君	大野つや子君
林 芳正君	舩添 要一君
岩本 司君	岡崎トミ子君

議長の報告事項	一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員	
総務委員	大淵 絹子君 補欠 岡崎トミ子君
中曾根弘文君	補欠 柏村 武昭君
小川 敏夫君	補欠 羽田雄一郎君
荒木 清寛君	補欠 鶴岡 洋君
井上 哲士君	補欠 宮本 岳志君
法務委員	
江田 五月君	補欠 小川 敏夫君
信田 邦雄君	補欠 今泉 昭君
福山 哲郎君	補欠 堀 利和君
宮本 岳志君	補欠 井上 哲士君
外交防衛委員	
蘆科 満治君	補欠 岩本 司君
鶴岡 洋君	補欠 荒木 清寛君
市田 忠義君	補欠 小泉 親司君
財政金融委員	
有馬 朗人君	補欠 野上浩太郎君
岡崎トミ子君	補欠 大淵 絹子君
佐藤 泰介君	補欠 平野 達男君
山下 栄一君	補欠 山口那津男君

文教科科学委員	
柏村 武昭君	補欠 中曾根弘文君
野上浩太郎君	補欠 小斉平敏文君
平野 達男君	補欠 佐藤 泰介君
松 あきら君	補欠 草川 昭三君
厚生労働委員	
佐藤 雄平君	補欠 浅尾慶一郎君
小斉平敏文君	補欠 有馬 朗人君
今泉 昭君	補欠 信田 邦雄君
羽田雄一郎君	補欠 江田 五月君
小泉 親司君	補欠 市田 忠義君
経済産業委員	
岩本 司君	補欠 蘆科 満治君
木俣 佳文君	補欠 平田 健二君
草川 昭三君	補欠 松 あきら君
国土交通委員	
田中 直紀君	補欠 藤野 公孝君
浅尾慶一郎君	補欠 佐藤 雄平君
加藤 修一君	補欠 森本 晃司君
環境委員	
藤野 公孝君	補欠 田中 直紀君

平田 健二君 木俣 佳丈君
堀 利和君 福山 哲郎君

森本 晃司君 加藤 修一君
山口那津男君 山下 栄一君

予算委員

辞任

補欠

山内 俊夫君 尾辻 秀久君
佐藤 雄平君 大塚 耕平君

決算委員

辞任

補欠

尾辻 秀久君 山内 俊夫君
大塚 耕平君 佐藤 雄平君

議院運営委員

辞任

補欠

大江 康弘君 柳田 稔君
柳田 稔君 大江 康弘君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

小川 勝也君 福山 哲郎君
大脇 雅子君 江田 五月君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 小林美恵子君 (八田ひろ子君の補欠)

同日議長は、次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

旅行業法の一部を改正する法律案(関法第八〇号)

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案(関法第八一号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(関法第七七号) 外交防衛委員会に付託

私立学校法の一部を改正する法律案(関法第五九号) 文教科科学委員会に付託

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(関法第二一九号) 環境委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

椎名 一保君
野沢 太三君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

段本 幸男君
国会法第四十二條第三項の規定によるもの

谷林 正昭君

小川 勝也君

内藤 正光君

谷 博之君

羽田雄一郎君

小川 敏夫君

法務委員

辞任

補欠

小野 清子君

西銘順志郎君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

小川 敏夫君

江田 五月君

樋口 俊一君

円 より子君

木庭健太郎君

風間 昶君

外交防衛委員

辞任

補欠

榛葉賀津也君

浅尾慶一郎君

辞任

補欠

平野 達男君

柳田 稔君

円 より子君

樋口 俊一君

文教科科学委員

辞任

補欠

小斉平敏文君

有馬 朗人君

谷 博之君

内藤 正光君

厚生労働委員

辞任

伊達 忠一君

補欠

愛知 治郎君

浅尾慶一郎君

榛葉賀津也君

柳田 稔君

平野 達男君

風間 昶君

木庭健太郎君

農林水産委員

辞任

有馬 朗人君

補欠

小斉平敏文君

松山 政司君

椎名 一保君

江田 五月君

羽田雄一郎君

小川 勝也君

谷林 正昭君

経済産業委員

辞任

西山登紀子君

補欠

岩佐 恵美君

環境委員

辞任

愛知 治郎君

補欠

伊達 忠一君

岩佐 恵美君

西山登紀子君

予算委員

辞任

段本 幸男君

補欠

野沢 太三君

大塚 耕平君

池口 修次君

決算委員

辞任

大江 康弘君

補欠

柳田 稔君

議院運営委員

辞任

西銘順志郎君

補欠

小野 清子君

池口 修次君

大塚 耕平君

柳田 稔君 大江 康弘君

同日委員会は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。

総務委員会

理事 柏村 武昭君 (柏村武昭君の補欠)

外交防衛委員会

理事 小泉 親司君 (小泉親司君の補欠)

国土交通委員会

理事 森本 晃司君 (森本晃司君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第二二〇号)

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第三号)

無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第五号)

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一七号)

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

農業改良助長法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

同日議長は、次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

薬剤師法の一部を改正する法律案(閣法第九七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

労働審判法案(閣法第六四号)

商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第一一六号)

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第一一七号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

行政機関の職員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二四号) 審査報告書

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二二号) 審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第九六号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

行政機関の職員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二四号) 審査報告書

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二二号) 審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第九六号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

行政機関の職員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二四号) 審査報告書

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二二号) 審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第九六号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

行政機関の職員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二四号) 審査報告書

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二二号) 審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第九六号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

行政機関の職員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二四号) 審査報告書

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二二号) 審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第九六号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

行政機関の職員に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二四号) 審査報告書

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二二号) 審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第九六号) 審査報告書

国の行政機関の職員の定員の総数の最高限度を引き下げようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮し、行政に対する国民の期待に応えるべきである。

一、引き下げられた職員数の最高限度の下で、今日の複雑高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、行政需要の変化やＩＴ・電子政府の進展等に応じた政府部内全体の定員配置の適正化に万全を期すること。

二、厳しい財政状況の下、一層の行政組織及び定員の減量・効率化を推進するに当たっても、社会情勢の変化による新たな行政需要に対応し、行政サービスの低下等を来さないようにするため、真に必要な部門には適切に組織及び定員を措置すること。

三、定員配置の適正化を推進するに当たっては、本人の意に反する免職を行わないよう努めるなど、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護についても十分に配慮すること。また、行政需要の変化やＩＴ・電子政府の進展等に職員が的確に対応できるよう、研修、訓練等を適切に実施すること。

四、行政機関の職員の総数の最高限度を法定することにより、行政機関の膨張を抑制することが本法の目的であることにかんがみ、役職員が公務員の身分を有する独立行政法人及び日本郵政公社について役職員の数の抑制に努めるとともに、効率的運営の検証を行うこと。

右決議する。

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十三万四千八百二十二人」を「三十三万九千八百八十四人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員の定員に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

審査報告書

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年四月二十二日

法務委員長 山本 保

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結に伴い、国際捜査共助の手續及び要件の特例を設けるとともに、国際捜査共助等の円滑な実施を図るため、受刑者証人移送制度に関する規定その他の所要の規定を整備しようとするものである。よって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 国際化する犯罪の捜査に関し、適正な手続の下、国際間の捜査協力を拡充、強化することが必要であることにかんがみ、諸外国との刑事共

助条約の締結の拡大に努めること。

二 受刑者証人移送制度の運用に当たっては、受刑者に対し、制度の趣旨、移送期間の取扱い等について周知を図るとともに、証人移送の決定に際し、受刑者本人の意思を十分確認、尊重すること。

三 外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者を拘禁するに当たっては、当該外国受刑者の人権を十分尊重し、適切な処遇を行うこと。

右決議する。

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律

(国際捜査共助法の一部改正)

第一条 国際捜査共助法(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際捜査共助等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 証拠の収集等(第五条―第十八条)

第三章 国内受刑者に係る受刑者証人移送(第十九条―第二十二条)

第四章 外国受刑者の拘禁(第二十三条―第二十六条)

附則

第一章 総則

第一条第一号中「証拠を提供すること」を「証拠の提供(受刑者証人移送を含む。)をすること」に改め、同条に次の一号を加える。

四 受刑者証人移送 条約により刑事手続における証人尋問に証人として出頭させることを可能とするために移送すべきものとされている場合において、刑の執行として拘禁されている者を国際的に移送することをいう。

第二条第二号中「共助犯罪」を「条約に別段の定めがある場合を除き、共助犯罪」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「については」の下に「条約に別段の定めがある場合を除き」を加え、同号を同条第三号とする。

第三条ただし書中「緊急その他特別の事情がある場合において、」を「条約に基づき法務大臣

が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合においてに改め、同条に次の一項を加える。 2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができる。 第四条中「第二条第三号」を「次の各号のいずれかに改め、同条に次の各号を加える。 一 要請が条約に基づいて行われたものである場合において、その方式が条約に適合しないと認めるとき。 二 要請が条約に基づかないで行われたものである場合において、日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。 第五条の前に次の章名を付する。 第二章 証拠の収集等 第五条第一項中「第二条各号(前条の規定による送付を受けた場合にあつては、第二条第一号、第二号又は第四号)」を「受刑者証人移送以外の共助の要請について、第二条各号(第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条各号又は前条各号)」に改め、同条に次の一項を加える。 3 法務大臣は、第一項に規定する措置その他	の共助に関する措置を採るため必要があると認めるときは、関係人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。 第八条第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。 3 検察官又は司法警察員は、前二項の規定により収集すべき証拠が業務書類等(業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。以下この項において同じ。)である場合において、当該業務書類等の作成又は保管の状況に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、作成者、保管者その他の当該業務書類等の作成又は保管の状況に係る業務上の知識を有すると認める者に対し、当該要請に係る事項についての証明書の提出を求めることができる。 4 検察官又は司法警察員は、前項の規定により証明書の提出を求めるに当たつては、その提出を求める者に対し、虚偽の証明書を提出したときは刑罰が科されることがある旨を告知しなければならない。 第九条を次のように改める。 (罰則) 第九条 前条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、その者の当該行為が	刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、これを適用しない。 第十七条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「及び第四号」を削り、同項の次に次の一項を加える。 3 国家公安委員会は、第一項に規定する措置を採る必要があると認めるときは、警察庁の職員に関係人の所在その他必要な事項について調査させることができる。 第十七条を第十八条とする。 第十六条中「この法律」を「この章」に改め、同条を第十七条とする。 第十五条第一項中「法務大臣は、」の下に「要請が第四条第一号に該当するものと認めて共助をしないこととするとき、」を加え、「第十三条第五項」を「第十四条第五項」に改め、同条を第十六条とし、第十一条から第十四条までを一条ずつ繰り下げる。 第十条中「第二条第四号」を「第二条第三号」に改め、同条に次のただし書を加える。 ただし、条約に別段の定めがある場合には、この限りでない。 第十条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。 (証人尋問の請求) 第十条 検察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判官に証人尋問を請求する	ことができる。 一 共助の要請が証人尋問に係るものであるとき。 二 関係人が第八条第一項の規定による出頭又は取調べに対する供述を拒んだとき。 三 第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者がこれを拒んだとき。 本則に次の二章を加える。 第三章 国内受刑者に係る受刑者証人移送 (受刑者証人移送の決定等) 第十九条 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者(日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。)に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二条第一号若しくは第二条又は次の各号(第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条第一号若しくは第二条、第四条第一号又は次の各号)のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をするものとする。 一 国内受刑者の書面による同意がないとき。
--	---	--	--

- 二 国内受刑者が二十歳に満たないとき。
- 三 国内受刑者を移送する期間として要請された期間が三十日を超えるとき。
- 四 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき。
- 2 第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定は、国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請があつた場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 法務大臣は、第一項の決定をしたときは、国内受刑者が在監する監獄の長に対し、当該決定に係る引渡しを命ずるとともに、当該国内受刑者にその旨を通知しなければならない。
- (引渡しに関する措置)
- 第二十条 法務大臣は、前条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証を送付しなければならない。
- 2 外務大臣は、前項の規定による受領許可証の送付を受けたときは、直ちに、これを要請国に送付しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、要請国への受領許可証の送付は、法務大臣が行うものとする。
- 4 前条第三項の規定による命令を受けた監獄

の長は、要請国の官憲から受領許可証を示して国内受刑者の引渡しを求められたときは、国内受刑者を引き渡さなければならない。

5 前項の規定により国内受刑者の引渡しを受けた要請国の官憲は、速やかに、国内受刑者を要請国内に護送するものとする。

(国内受刑者の移送期間の取扱い)

第二十一条 国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間(身体の拘束を受けていなかった期間を除く)は、刑の執行を受けた期間とみなす。

(監獄法の特則)

第二十二条 第二十条第四項の規定により国内受刑者を要請国の官憲に引き渡す場合には、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第二十八条第二項及び第五十五条の規定は、適用しない。

2 監獄法第五十六条及び第五十七条の規定は、第二十条第四項の規定により要請国の官憲に引き渡した国内受刑者の遺留物について準用する。

第四章 外国受刑者の拘禁

(外国受刑者の拘禁)

第二十三条 検察官は、外国受刑者(外国において懲役刑若しくは禁錮刑又はこれらに相当する刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。)であつて日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつた

ものについて、受刑者証人移送として当該外国の官憲から当該外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならない。

2 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第六条第一項から第三項まで及び第七条並びに刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第三項、第七十四条及び第二百六条の規定は、前項の受入移送拘禁状により外国受刑者を拘禁する場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(外国の官憲への引渡し)

第二十四条 受刑者証人移送として外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者については、その引渡しを受けた日から三十日以内に、これを当該外国の官憲に引き渡さなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由によりこの期間内に外国受刑者を当該外国の官憲に引き渡すことができない場合には、この限りでない。

2 検察官は、前項の規定により外国受刑者を当該外国の官憲に引き渡す場合において必要があるときは、前条第一項の受入移送拘禁状により、検察事務官、警察官、海上保安官又は海上保安官補に当該外国受刑者の護送をさせることができる。この場合においては、刑

事訴訟法第七十四条の規定を準用する。

(外国受刑者の拘禁の停止)

第二十五条 検察官は、病氣その他やむを得ない事由がある場合に限り、受入移送拘禁状により拘禁されている外国受刑者を医師その他適当と認められる者に委託し、又は外国受刑者の住居を制限して、拘禁の停止をすることができる。

2 検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。

3 逃亡犯罪人引渡法第二十二条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により外国受刑者の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(逃走罪等の特則)

第二十六条 第二十三条第一項の規定により拘禁された外国受刑者については、裁判の執行により拘禁された未決の者とみなして、刑法第九十七条若しくは第九十八条又は第二百二条(第九十七条又は第九十八条の未遂罪に係る部分に限る。)の規定を適用する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第八号を削り、同条第二項

中「同項第八号又は」を削る。

第六十一条ただし書中「緊急その他特別の事情がある場合において、」を「条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

第七十三条中「国際捜査共助法」を「国際捜査共助等に関する法律」に、「及び第七条第一項」を「及び第三項並びに第七条第一項」に、「第三条、第八条第二項」を「第八条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中国際捜査共助法に第三章及び第四章を加える改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用

する。

(監獄法の一部改正)

第三条 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号及び第九条中「又ハ拘禁状」を「拘禁状又ハ受入移送拘禁状」に改める。

(検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第四条 検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「国際捜査共助法」を「国際捜査共助等に関する法律」に、「第三項」を「第五項」に改める。

(刑事補償法の一部改正)

第五条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(国内受刑者に係る受刑者証人移送をした場合における補償)

第二十八条 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第十九条の国内受刑者に係る受刑者証人移送をした場合において、当該国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間における身体の拘束は、日本国による刑の執行とみなす。

審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年四月二十二日

厚生労働委員長 国井 正幸

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の結核罹患率の動向、結核医療に関する知見の蓄積、結核患者の発生に係る地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、結核の予防のための総合的な対策の推進を図るために、予防接種の前行行われるツベルクリン反応検査を廃止するとともに、健康診断の見直し等を行うものとして、健康当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、結核に関する海外の事例の収集、分析等を行い、最新の知見に基づく結核対策の実施に努めること。また、アジア、アフリカなどにおいて

結核がまん延している状況にかんがみ、WHOを始めとする国際機関等と連携し、結核に関する国際協力・支援の一層の推進を図ること。

二、結核患者の高齢化や糖尿病等の合併症を伴う患者の増大、多剤耐性結核の増加等により、患者に対して必要とされる医療の多様化・複雑化が進んでいるにもかかわらず、結核専門家や結核病床が減少している現状にかんがみ、呼吸器系の疾病全体に対する総合的な治療が行える体制を早急に整備すること。

三、退院後の治療継続を確実にするため、必要に応じ、入院中より保健所との連携体制を確立し、退院後も医療機関、保健所等が連携・協力して治療を継続できる体制を構築すること。

四、保健所については、地域における結核対策の中核機関として、国、地方公共団体の関係機関と緊密な連携を図りつつ、届出に基づく結核の発生動向の把握、患者への支援、住民に対する必要な情報の提供等、その役割が十分果たせるよう体制の強化を図ること。

なお、近年、企業の健康診断の対象外とされがちな非正規労働者等が増加している状況にかんがみ、これらの者への結核に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、健康診断の実施等が図られるような方策を検討すること。

五、結核の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、薬剤師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実に努めること。

六、結核の集団感染が、学校のみならず学習塾等で発生するなど小集団化、多様化していることから、教職員を始めとする関係者、保護者及び児童に対し、結核に関する正しい知識の普及に努めるとともに、関係者の健康診断の実施の徹底が図られるよう指導を行うこと。

右 結核予防法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十六年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法の一部を改正する法律

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第三条)」を「第一章 総則(第一条―第三条の二)」を「第一章の二 基本指針等(第三条の三・第三条の四)」に、「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に、「第七十一条」を「第七十二条」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報

活動その他の活動を通じた結核に関する正しい知識の普及、結核に関する情報の収集、整理、分析及び提供、結核に関する研究の推進、結核菌の検査能力の向上並びに結核の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、結核患者の人権の保護に配慮しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、結核の予防に関する施策を、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めるとともに、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、結核に関する情報の収集及び研究並びに結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進並びに結核菌の検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第三条 国民は、結核に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、結核患者の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

(医師等の責務)

第三条の二 医師その他の医療関係者は、結核の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、結核患者が置かれている状況を深く認識し、適正な医療を行うよう努めなければならない。

2 病院、診療所、老人福祉施設、矯正施設その他の施設の開設者及び管理者は、当該施設において結核が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 基本指針等
(基本指針)

第三条の三 厚生労働大臣は、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 結核の予防の推進の基本的な方向
- 二 結核の予防のための施策に関する事項
- 三 結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項
- 四 結核に関する研究の推進に関する事項
- 五 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 六 結核の予防に関する人材の養成に関する事項

七 結核に関する啓発及び知識の普及並びに結核患者の人権の配慮に関する事項

八 その他結核の予防の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(予防計画)

第三条の四 都道府県は、基本指針に即して、結核の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条において「予防計画」という。)を定めなければならない。

2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する事項
 - 二 地域の実情に即した結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項
 - 三 結核に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する重要事項
- 3 都道府県は、基本指針が変更された場合に

は、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

6 予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十条の規定により定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画と一体のものとして定めることができる。

第四条第一項中「除く。」の下に「であつて政令で定めるもの」を加え、同条第三項中「市町村長」の下に「(特別区の長を含む。以下同じ。)」を、「以外の者」の下に「であつて政令で定めるもの」を加える。

第五条及び第六条を次のように改める。
(定期外の健康診断)

第五条 都道府県知事は、結核の予防上特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し結核にかかっている

いると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する健康診断の勧告をし、又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施すべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第六条 削除
第七条第二項を削る。

第八条中「又は定期外」を削り、「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改める。
第十二条中「実施に関する」を「方法及び」に改める。

第十三条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して」を削り、同項を同条とする。

第十四条中「第五条各号に掲げる者について」及び「ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条中「第十三条各項」を「第十三条」に改める。

第十七条を次のように改める。

(予防接種を受ける責務)

第十七条 第十三条の予防接種の対象者は、同条の規定により行われる予防接種(同条の規定により指定された期日又は期間満了前三月以内に市町村長以外の者により行われる予防接種であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準(次項において「予防接種基準」という。)に適合するものを含む。)を受けるよう努めなければならない。

2 第十四条の規定により予防接種の対象者として指定された者は、同条の規定により行われる予防接種(同条の規定により指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間満了の日までの間に、都道府県知事以外の者により行われる予防接種であつて、予防接種基準に適合するものを含む。)を受けるよう努めなければならない。

第十九条の見出し中「ツベルクリン反応検査及び」を削り、同条中「ツベルクリン反応検査又は」を削る。

第二十一条中「ツベルクリン反応検査及び」を削る。

第二十一条の第二項中「第十七条第二項に規定する予防接種又は同条第三項」を「第十七条」に改める。

第二十五条中「訪問させ」の下に「処方された薬剤を確実に服用することその他」を加える。

第二十六条中「(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)」を削り、「に対して」の下に「処方した薬剤を確実に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び」を加え、「隔離」を削る。

第二十八条第二項中「結核検査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改める。

第三十条中「患者の隔離」を削る。

第三十四条第三項中「結核検査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 結核の診査に関する協議会

第四十八条の見出しを「(結核の診査に関する協議会)」に改め、同条第一項中「結核検査協議会」を「結核の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)」に改め、同条第二項中「結核検査協議会」を「協議会」に改める。

第四十九条第一項中「結核診査協議会」を「協議

会」に、「五人」を「三人以上」に改め、同条第二項中「関係行政庁の職員及び」を削り、「従事する者」の下に「及び医療以外の学識経験を有する者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

第四十九条第三項から第五項までを削る。

第五十条を次のように改める。

(条例への委任)

第五十条 この法律に規定するもののほか、協議会に關し必要な事項は、条例で定める。

第五十一条第三号を削り、同条第四号中「ツベルクリン反応検査及び」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号中「行なう」を「行う」に改め、同条中同号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十二条第三号を削り、同条第四号中「ツベルクリン反応検査及び」を削り、同条中同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五十四条中「次に掲げる」を「第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する」に改め、各号を削る。

第五十五条中「次に掲げる」を「第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する」に改め、各号を削る。

第五十五条の二中「第五十二条第五号」を「第五十二条第四号」に改める。

第五十六条中「次に掲げる」を「第五十五条の二」

改め、各号を削る。

第五十六条の二第二項第一号中「第五十一条第九号」を「第五十一条第八号」に改め、同項第二号中「第五十一条第十号」を「第五十一条第九号」に改める。

第五十七条第二号中「第四号から第八号まで及び第十号」を「から第七号まで及び第九号」に改める。

第六十二条中「ツベルクリン反応検査」を削り、「結核検査協議会」を「協議会」に、「欠陥」を「障害」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第六十三条中「十万円」を「五十万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削る。

第六十三条の二を削る。

第六十四条第二項中「ツベルクリン反応検査」第四号第一項及び第三項並びに第五条に規定する健康診断において行われるものを除く。以下この項において同じ。又は「及び」ツベルクリン反応検査又は「を削る。

第六十五条第一項中「第十三条第二項の規定によるツベルクリン反応検査又は同条第一項若しくは第二項の規定による予防接種」及び「ツベルクリン反応検査又は予防接種」を削り、同条第二項を削る。

第六十六条第四項中「ツベルクリン反応検査」を削る。

第六十七条中「第十四条」の下に「第十七条第

二項」を加え、「第四号及び第六号、第六十三条第四号」を「第三号及び第五号、第六十三条第三号」に、「第三十七条第二項」を「第三十七条」に、「及び第四号から第十号」を「から第九号」に改める。

本則に次の一条を加える。

(経過措置)

第七十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に關する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正)

第三条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法(昭和三十一年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「及び第四号から第七号」を「から第六号」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律の一部改正)

第四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

6 予防計画は、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三条の四の規定により定める結核の予防のための施策の実施に關する計画と一体のものとして定めることができる。

投票者氏名

日程第一 行政機關の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

一四九名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有村 治子君
市川 一朗君	入澤 肇君
上杉 光弘君	上野 公成君
魚住 汎英君	小野 清子君
大島 慶久君	扇 千景君
加治屋義人君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
河本 英典君	北岡 秀二君
久世 公堯君	杵掛 哲男君

国井 正幸君	小泉 顯雄君	大淵 絹子君	勝木 健司君	渡辺 孝男君	大田 昌秀君	上杉 光弘君	上野 公成君
小斉平敏文君	小林 温君	神本美恵子君	川橋 幸子君	田 英夫君	福島 瑞穂君	魚住 汎英君	小野 清子君
後藤 博子君	佐々木知子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	又市 征治君	岩本 莊太君	大島 慶久君	扇 千景君
佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	小林 元君	佐藤 雄平君	椎名 素夫君	山本 正和君	加治屋義人君	狩野 安君
山東 昭子君	清水嘉与子君	齋藤 勤君	榛葉賀津也君	高橋紀世子君	中村 敦夫君	景山俊太郎君	柏村 武昭君
清水 達雄君	椎名 一保君	鈴木 寛君	高橋 千秋君	黒岩 宇洋君	西川きよし君	片山虎之助君	河本 英典君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君	谷 博之君	千葉 景子君	本岡 昭次君		北岡 秀二君	久世 公堯君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	シラミヤイ君	辻 泰弘君			香掛 哲男君	国井 正幸君
田浦 直君	田村 公平君	直嶋 正行君	中島 章夫君			小泉 顯雄君	小斉平敏文君
伊達 忠一君	竹山 裕君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君			小林 温君	後藤 博子君
武見 敬三君	谷川 秀善君	長谷川 清君	平野 貞夫君			佐々木知子君	佐藤 泰三君
段本 幸男君	月原 茂皓君	平野 達男君	広中和歌子君			斎藤 十朗君	山東 昭子君
常田 享詳君	中島 啓雄君	広野ただし君	藤井 俊男君			清水嘉与子君	清水 達雄君
中原 爽君	西田 吉宏君	藤原 正司君	堀 利和君			椎名 一保君	陣内 孝雄君
西銘順志郎君	野上浩太郎君	松井 孝治君	松岡満壽男君			鈴木 政二君	世耕 弘成君
野沢 太三君	野間 赴君	円 より子君	森 ゆうこ君			関谷 勝嗣君	田浦 直君
福島啓史郎君	藤井 基之君	築瀬 進君	山根 隆治君			鈴木 政二君	伊達 忠一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	山本 孝史君	和田ひろ子君			田村 公平君	武見 敬三君
松村 龍二君	松山 政司君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君			竹山 裕君	段本 幸男君
三浦 一水君	溝手 顯正君	藁科 満治君	魚住裕一郎君			谷川 秀善君	常田 享詳君
宮崎 秀樹君	森田 次夫君	草川 昭三君	木庭健太郎君			月原 茂皓君	中原 爽君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	白浜 一良君	高野 博師君			中島 啓雄君	西銘順志郎君
山崎 力君	山崎 正昭君	千葉 国男君	続 訓弘君			野上浩太郎君	野間 赴君
山下 英利君	山本 一太君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君			福島啓史郎君	藤井 基之君
吉田 博美君	朝日 俊弘君	浜四津敏子君	日笠 勝之君			保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
伊藤 基隆君	今泉 昭君	福本 潤一君	松 あきら君			松村 龍二君	松山 政司君
小川 勝也君	小川 敏夫君	森本 晃司君	山口那津男君			三浦 一水君	溝手 顯正君
大江 康弘君	大塚 耕平君	山本 香苗君	山本 保君			宮崎 秀樹君	森田 次夫君

反対者氏名

一九名

井上 哲士君 井上 美代君
池田 幹幸君 岩佐 恵美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
紙 智子君 小池 晃君
小泉 親司君 小林美恵子君
大門実紀史君 富樫 練三君
西山登紀子君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
宮本 岳志君 吉岡 吉典君
吉川 春子君

日程第二 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名 一六七名
阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有村 治子君
市川 一朗君 入澤 肇君

森元	恒雄君	矢野	哲朗君
山崎	力君	山崎	正昭君
山下	英利君	山本	一太君
吉田	博美君	朝日	俊弘君
伊藤	基隆君	今泉	昭君
小川	勝也君	小川	敏夫君
大江	康弘君	大塚	耕平君
大洲	絹子君	勝木	健司君
神本	美恵子君	川橋	幸子君
北澤	俊美君	郡司	彰君
小林	元君	佐藤	雄平君
齋藤	勁君	榎葉	賀津也君
鈴木	寛君	高橋	千秋君
谷	博之君	千葉	景子君
ツギシ	マルテ君	辻	泰弘君
直嶋	正行君	中島	章夫君
西岡	武夫君	羽田	雄一郎君
長谷川	清君	平田	健二君
平野	貞夫君	平野	達男君
広中	和歌子君	広野	ただし君
藤井	俊男君	藤原	正司君
堀	利和君	松井	孝治君
松岡	滿壽男君	円	より子君
森	ゆうこ君	築瀬	進君
山根	隆治君	山本	孝史君
和田	ひろ子君	若林	秀樹君
渡辺	秀央君	蘆科	満治君
魚住	裕一郎君	草川	昭三君

木庭健太郎君	白浜 一良君
高野 博師君	千葉 国男君
続 訓弘君	鶴岡 洋君
遠山 清彦君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	福本 潤一君
松 あきら君	森本 晃司君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	小林美恵子君
大門実紀史君	富樫 練三君
西山登紀子君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
宮本 岳志君	吉岡 古典君
吉川 春子君	大田 昌秀君
田 英夫君	福島 瑞穂君
又市 征治君	岩本 莊太君
椎名 素夫君	山本 正和君
高橋紀世子君	中村 敦夫君
黒岩 字洋君	西川きよし君
本岡 昭次君	

反对者氏名

○名

日程第三 結核予防法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

贊成者氏名

一六八名

阿南	一成君	阿部	正俊君
愛知	治郎君	青木	幹雄君
荒井	正吾君	有村	治子君
市川	一朗君	入澤	肇君
上杉	光弘君	上野	公成君
魚住	汎英君	小野	清子君
大島	慶久君	扇	千景君
加治屋義人君		狩野	安君
景山俊太郎君		柏村	武昭君
片山虎之助君		金田	勝年君
河本	英典君	北岡	秀二君
久世	公堯君	杓掛	哲男君
国井	正幸君	小泉	顯雄君
小斉平敏文君		小林	温君
後藤	博子君	佐々木知子君	
佐藤	泰三君	斎藤	十朗君
山東	昭子君	清水嘉子君	
清水	達雄君	椎名	一保君
陣内	孝雄君	鈴木	政二君
世耕	弘成君	関谷	勝嗣君
田浦	直君	田村	公平君
伊達	忠一君	竹山	裕君
武見	敬三君	谷川	秀善君
段本	幸男君	月原	茂皓君
常田	享詳君	中島	啓雄君

中原 爽君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野間 昶君	福島啓史郎君
藤井 基之君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
溝手 顕正君	宮崎 秀樹君
森田 次夫君	森元 恒雄君
矢野 哲朗君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山本 一太君	吉田 博美君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
今泉 昭君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大江 康弘君
大塚 耕平君	大洲 絹子君
勝木 健司君	神本美恵子君
川橋 幸子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小林 元君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
高橋 千秋君	谷 博之君
千葉 景子君	ツチンマルティ君
辻 泰弘君	直嶋 正行君
中島 章夫君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	平野 貞夫君
平野 達男君	広中和歌子君
広野ただし君	藤井 俊男君

藤原 正司君	堀 利和君
松井 孝治君	松岡滿壽男君
円 より子君	森 ゆうこ君
築瀬 進君	山根 隆治君
山本 孝史君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君
藁科 満治君	魚住裕一郎君
草川 昭三君	木庭健太郎君
白浜 一良君	高野 博師君
千葉 国男君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
福本 潤一君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	井上 哲士君
井上 美代君	池田 幹幸君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	紙 智子君
小池 晃君	小泉 親司君
小林美恵子君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
大田 昌秀君	田 英夫君
福島 瑞穂君	又市 征治君
岩本 莊太君	椎名 素夫君

反対者氏名

○名

山本 正和君	高橋紀世子君
中村 敦夫君	黒岩 宇洋君
西川きよし君	本岡 昭次君

平成十六年四月二十三日 参議院会議録第十八号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京平一〇五―八四四五
都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本 体） 本号一部
一 一
一 五
〇 円